

対象となる用具及び対象者

番号	種 目		対 象 者	基準額(円)	耐用年数
1	便器	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	常時介助を要する者	4,900	8年
2	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	寝たきりの状態にある者	21,560	5年
3	特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢機能に障害のある者	166,320	8年
4	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	寝たきりの状態にある者	169,400	8年
5	歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	下肢が不自由な者	66,000	8年
6	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者(以下この表において「介助者等」という。)が容易に使用し得るもの。	入浴に介助を要する者	99,000	8年
7	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので介助者等が容易に使用し得るもの。	自力で排尿できない者	73,700	5年
8	体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	寝たきりの状態にある者	16,500	5年
9	車椅子	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	下肢が不自由な者	77,440	6年
10	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	発作等により頻繁に転倒する者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	13,380	3年
11	電気式たん吸引器	介助者等が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能に障害のある者	62,040	5年
12	クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	体温調節が著しく難しい者	22,000	1年
13	紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの。	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	41,580	—
				〔上記は年間の上限額〕	
14	ネブライザー(吸入器)	介助者等が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能に障害のある者	39,600	5年
15	パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	人口呼吸器の装着が必要な者	173,250	5年
16	ストーマ装具(消化器系)	介助者等が容易に使用し得るもの。	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	113,520	—
				〔上記は年間の上限額 月額の上限額は9,460円〕	
17	ストーマ装具(尿路系)	介助者等が容易に使用し得るもの。	人工膀胱を増設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	149,160	—
				〔上記は年間の上限額 月額の上限額は12,430円〕	
18	人口鼻	介助者等が容易に使用し得るもの。	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	128,700	—
				〔上記は年間の上限額 月額の上限額は10,725円〕	